

# 秋 田 県 立 雄 勝 高 等 学 校 同 窓 会 会 則

## 第 3 章 集 会

### 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、秋田県立雄勝高等学校同窓会と称し、事務局を学校内に置く。
- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図り、かつ母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 会員名簿の発行
  2. 母校振興事業
  3. 正会員の弔慰問（但し、卒業後 2 年以内の者に限る。）
  4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第 2 章 会 員 及 び 役 員

- 第 4 条 本会の会員は、秋田県立雄勝高等学校の卒業生又は終了者を正会員とし旧現教職員を賛助会員とする。
- 第 5 条 同一都道府県内に会員 1 5 名以上が存在するときは支部を置くことができる。
- 第 6 条 本会に次の役員を置く。

名誉会長	1 名	秋田県立雄勝高等学校長を推挙する。
会 長	1 名	正会員の互選によって選出する。
副 会 長	2 名	同 上
会計監査	2 名	同 上
事務局長	1 名	正会員中より会長が委嘱する。
会 計	2 名	同 上
理 事	若干名	正会員の互選によって選出する。
幹 事	若干名	正会員中より会長が委嘱する。
支 部 長		支部の区域内の会員より支部長 1 名・副支部長 1 名以上を互選する。
役 員		任期は 3 ケ年とし再任を妨げない。ただし補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
特別会計監査	2 名	各年の特別会計決算時の秋田県立雄勝高等学校長及び P T A 会長を会長が委嘱する。

- 第 7 条 役員の任務は、次のとおりとする。
- 名誉会長は、本会発展のために指導、助言を与える。
- 会長は、会務を総理し本会を代表する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 会計監査は、定期又は臨時に会計を監査し、会計の明確化を期する。
- 事務局長は、会長の指示により本会運営に関する事務一般を行う。
- 会計は、会長の指示により本会に関する一切の会計を行う。
- 理事は、本会の重要事項を審議する。
- 幹事は、会長の指示により本会の事務処理を行う。
- 支部長は、支部内の事業を総括し、本会との連絡をはかる。
- 特別会計監査は第 3 条第 2 項による特別事業に伴う特別会計を設けた場合のみ事業が終了するまでの会計を同窓会会計監査と伴に監査を行う。

- 第 8 条 本会の集会は、総会・理事会及び支部会とする。
1. 総会は 1 年に 1 回開催する。予算決算の状況を報告し、3 年に一度会長と理事の選出を行う。  
また、臨時に総会を開催することができる。議長は出席会員より選出する。
  2. 理事会は、毎年 1 回開催し、会長が必要と認めるときこれを開く。
  3. 幹事会は会長が必要と認めるときこれを開く。
  4. 支部会は、支部長が必要と認めるときこれを開く。

## 第 4 章 経 費

- 第 9 条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。
- 第 10 条 会費は終身会費とし、在学中に納入するものとする。
- 第 11 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年の 3 月末日に終るものとする。
- 第 12 条 本会の会計に特別事業に伴う特別会計を設ける事ができる。  
尚、特別会計の会計年度は、一般会計年度と同様とする。

## 第 5 章 帳 簿

- 第 13 条 本会に次の帳簿を備える。
1. 会 則
  2. 会員名簿
  3. 役員名簿
  4. 議 事 録
  5. 会 計 簿
  6. その他必要な帳簿

## 附 則

1. 本会則の変更は、総会において出席者の過半数以上の賛成を得ることを要す。
2. 本会則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。昭和 5 6 年 3 月 5 日設定  
平成 3 年 4 月 1 日一部改正  
平成 5 年 4 月 1 日一部改正  
平成 8 年 11 月 28 日一部改正  
平成 9 年 12 月 11 日一部改正  
平成 14 年 3 月 日一部改正
3. 終身会費については別途定めるものとする。

